

# 香川高等専門学校建設工事競争参加資格等審査委員会規程

令和 3年 8月 31日制定

(趣旨)

**第1条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校建設工事競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 一般競争入札に付そうとする場合における競争参加資格に関する基本的なこと。
- 二 一般競争入札に付そうとする場合における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関すること。
- 三 指名競争入札に付そうとする場合における競争参加者の選定に関すること。
- 四 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第34条第1項第一号、二号及び三号に基づく随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関すること。
- 五 その他建設工事に関連する競争参加資格等に関すること。

(構成)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 管理課長
- 二 総務課長
- 三 管理課課長補佐

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、管理課長をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

**第5条** 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(事務)

**第6条** 委員会の事務は、管理課において処理する。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

#### **附 則**

この規程は、令和3年9月13日から施行する。

香川高等専門学校建設工事競争参加資格等審査委員会規程（平成21年10月1日制定）は、廃止する。